

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	産業建設部産業・観光振興室
施設名	石水溪キャンプ場施設	
指定管理者	財団法人亀山市地域社会振興会 理事長 岸英毅	
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	
事業報告概要		
管理について	<p>[管理した施設] 亀山市石水溪キャンプ場バンガロー施設、同テント村、同屋内研修施設</p> <p>[行った管理業務] 利用者が安心して快適に使用できるよう施設の維持管理業務（消防設備保守点検委託、汚水処理施設維持管理、塵芥作業及び清掃業務、水質検査委託、その他施設の巡視・点検、小規模修繕工事の実施等）を行った。</p>	
運営について	<p>亀山市石水溪キャンプ場施設条例及び同条例施行規則等関連法令を遵守し、有料施設の使用許可及び使用料の徴収業務実施等施設運営を行った。</p> <p>開館期間 平成19年4月1日～10月31日</p> <p>使用許可実績 バンガロー施設178件、テント村86件、屋内研修施設34件 計298件</p> <p>利用者数 バンガロー施設 1, 208人（対前年度 31人増） テント村 3, 547人（ " 393人増） 屋内研修施設 2, 213人（ " 190人増）</p>	
事業について	<p>事業費合計 12,063,272 円</p> <p>使用料収入 2,385,630 円</p> <p>・自主事業は該当なし。</p>	
検証結果		
<p>施設及びその周辺は、常に美しい状態を保っており、管理・運営ともに良好に実施された。また、地元の人を管理人として雇用し、地域に根づいた施設としても位置付けされている。</p> <p>利用者も年々増加しており、施設運営として安定した状況にある。今後は、自主的なイベントの開催など、さらなる PR を行い、集客に向けての努力が必要である。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

担当室		生涯学習室
施設名	亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンター	
指定管理者	財団法人 亀山市地域社会振興会	
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>施設の維持管理に関する業務(平成19年度)</p> <p>防火教育訓練、普通救命講習、職員のサービス向上の研修、職員の管理能力向上の研修、独自のマネジメントシステムの作成、清掃業務、電気設備の保守、給水設備の保守、消防用設備の保守、空調設備の保守、A重油地下タンクの清掃・点検、冷温水発生器使用に伴う環境測定検査、舞台の管理運営、音響設備の保守、照明設備の保守、舞台機構の保守、客席案内盤の保守、映写機の保守、大道具類の保守、ピアノの保守、特殊建築物の定期調査、防火対象物定期点検、施設修繕、施設内外の巡視・点検</p> <p>施設環境の整備(平成19年度)</p> <p>舞台の安全対策マニュアル化</p> <p>地球温暖化防止対策(平成19年度)</p> <p>空調点検評価、節電点検評価、公用車点検評価、水道消費量等点検、計画の見直し</p>	
運営について	<p>施設の使用に関する業務(平成19年度)</p> <p>・施設の使用許可に関する業務 ・施設の使用に係る料金の徴収に関する業務</p> <p>自主事業に関する業務(平成19年度)</p> <p>運営委員会の開催及び情報収集</p> <p>・全体会及び専門部会の開催 ・アンケート調査等</p>	
事業について	<p>自主事業に関する業務(平成19年度)</p> <p>鑑賞型：クラシック系(宝くじ文化公演 アルフレッドハウゼ・タンゴオーケストラ コンサート、秋川雅史コンサート～千の風にのって～)、ニューミュージック系(中村中 LIVE2008)、一般大衆向け催物(平成十九年度松竹特別公演 怪談 牡丹燈籠)、演歌系(坂本冬美コンサート)、市民映画鑑賞会(優秀映画鑑賞事業、親子向け映画)</p> <p>育成型：子供向け催物(しまじろう ふしぎなものがたり)</p> <p>参加型：第26回さいまつコンサート(第九合唱等)、市民自主運営型事業 スプリングフェスタ亀山</p> <p>参加・育成型：第21回亀山“若い芽”のコンサート、第4回亀山音楽祭～春のコンサート～</p>	
検証結果		
<p>1. 施設管理業務について</p> <p>平成19年度は、指定管理者である(財)亀山市地域社会振興会の事務所一元化や会館の休館日の変更(年末年始以外は無休)、修繕箇所が増加などにより、経費が前年度より増加したものの、市の要求する協定事項を漏れなく実施された。平成20年度もレベルを落とすことなく、経費節減に努めていただきたい。</p> <p>2. 施設の使用に関する業務について</p> <p>施設の利用状況について、開館日数に対する貸館日数の割合(貸館率)は91.2%(前年度比1.3%増)と高率を保ち、また、使用料収入や利用件数も前年度比大幅増となっている。これは、平成19年8月1日から年末年始を除き無休となったことや、文化会館職員による新規利用者獲得のための営業努力の成果であると考えられる。</p> <p>平成20年度も、貸館率とともに使用料収入及び利用件数が増加するよう努力していただきたい。</p> <p>3. 自主事業に関する業務について</p> <p>当館では、鑑賞型だけでなく、他館ではあまり見られない市民参加型及び参加・育成型事業に力を入れ、他市との差別化を図っており、すべての催物(自主事業)の観客及び出演者のアンケート調査の結果、大変高い評価を受け、市の文化振興の情報発信拠点としての役割を十分に果たしており、大変評価できるものと考えられる。特に、平成19年度には、新しい試みとして、市民自主運営型催物「スプリングフェスタ亀山」を開催し、新たな利用者・参加者の獲得ができただけでなく、市民参加型の催し物を積極的に展開した成果というべき、市民参加型ミュージカルから誕生した「劇団CAME(カメ)」の旗揚げ公演が成功したことも、大変評価できるものと考えられる。</p> <p>なお、収支決算の面からは、自主事業にかかった費用のうち、入場料等の収入が占める割合が約61.72%(前年度比0.31%増)を占めている。これは、過去5年間と比べても最高の収益率(H14年度：49.99%、H15年度：53.06%、H16年度：54.41%、H17年度：55.79%、H18年度：61.41%)であった。平成19年度に開催した自主事業の中には、出演者の都合による主役交代や中止等のトラブルがあったが、新たな販売ルートやPR方法の開拓に努めた結果、最高の収益率を上げることができた。この点も大変評価できる。</p> <p>平成20年度は、従来の事業に加えてアウトリーチ活動にも積極的にアプローチして、昨年度に引き続き市民から高い評価を受ける事業を推進し、市の文化振興情報発信拠点の一つとしての役割を果たすとともに、収益率がより上がるよう努力していただきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	産業建設部まちづくり推進室
施設名	都市公園	
指定管理者	(財) 亀山市地域社会振興会	
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	
事業報告概要		
管理について	亀山市内にある都市公園（76公園）の維持管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 便益施設の維持管理 ・ 公園遊具保守点検及び修繕業務 ・ 樹木選定及び草刈業務 ・ 水道、電灯等の高熱水費の支払業務 ・ 施設巡回パトロール業務 	
運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花しょうぶまつり運営業務 ・ 地区子供会公園清掃活動支援業務 ・ 施設パトロールによる防犯・防災対策業務 ・ 財団広報誌による施設利用促進PR活動 ・ 施設利用者の要望・苦情対応及び市へ自主運営提案の実施 ・ 地球温暖化防止対策として、施設管理車両のアイドリングストップ等経済運転の実施 	
事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業は該当なし。 	
検証結果		
<p>① 指定管理者による管理体制であることを市民に周知する。</p> <p>② 地域実情に沿った公園管理の推進をするために、市民との協働の在り方。 以上について、更なる指定管理者の努力が望まれる。</p> <p>なお、昨年発生した震災時には、即日、全公園の安全点検の実施、台風4号時には迅速な被害点検報告等、緊急時の対応は評価に値するものである。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

		担当室	スポーツ振興室
施設名	運動施設等施設 12施設 (西野公園体育館、西野公園野球場、西野公園運動広場、西野公園庭球場、西野公園プール、亀山公園庭球場、亀山公園野外ステージ、東野公園体育館、東野公園ソフトボール場、東野公園運動広場、東野公園ゲートボール場、観音山テニスコート)		
指定管理者	財団法人 亀山市地域社会振興会		
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日		
事業報告概要			
管理について	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の人員配置について、適切な管理運営業務が行えるよう配置した。 ● 施設の点検・巡視を必要に応じて、随時、定期的に行うことにより、施設が常に良好な状態を維持し、事故・災害・犯罪等の防止に努めるとともに、緊急事態・補修箇所等が発生した場合は、市に報告するなど迅速に対応した。(小規模修繕(30万円以下)の実施:40件)(東野公園体育館アリーナ震災復旧修繕の実施等) ● 次に掲げる業務については、専門的知識・技術が必要であるため第3者へ委託した。 <ul style="list-style-type: none"> ・体育館の清掃業務 ・汚水処理施設(合併浄化槽)維持管理業務 ・消防設備保守点検業務 ・空調機保守点検業務 ・電気保安業務 ・警備業務 ・西野公園体育館地下重油タンク設備点検業務 ・東野公園体育館トレーニング機器保守点検業務 ・西野公園プール管理業務 ・プール循環ろ過装置保守点検業務 ・プール電磁弁・給水栓保守点検業務 ● 施設を正常に運営するため、必要な光熱水費、燃料費を支払った。 ● 施設内の安全管理に努めた。(AED講習の受講等) 		
運営について	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の使用許可に関する業務、使用料の徴収等の業務を行った。 ● 個人使用については、利用者のニーズを把握するためのアンケートを実施し、西野公園体育館、東野公園体育館の日程の調整(異なる日程に調整)を実施した。 ● 市民以外の申請期間に制限を設け、市民の使用促進に努めた。 ● 施設の利用状況、利用方法、施設のPRのため、「財団たより」、「市広報」を用いて情報提供を行った。 		
事業について	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主事業は実施しなかった。 		
検証結果			
<p>東野公園各施設の利用者数、使用料収入は前年度と比較し双方共に減となっているが、地震の復旧工事に伴い約1月間の使用停止期間があったこと、市外利用者の申請期間に制限を設けたこと(規則の一部改正)によるものと考えられる。西野公園各施設については、個人使用日の東野公園との日程調整を行ったことなどから増員、増収となった。</p> <p>また、19年4月に起こった地震の際には、利用者を避難させるなど適切な処置によりけが人をだすことなく、その後も迅速な被害状況の提出、復旧修繕の施行等の確に業務を遂行したと考える。</p>			

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	昼生地区コミュニティセンター他17地区コミュニティセンター (別表1参照)	
指定管理者	昼生地区コミュニティ他16地区コミュニティ (別表1参照)	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付 (基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区 (井田川南、城東、御幸) で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていただきたい。</p>		

別表 1

施 設 名	指 定 管 理 者
昼生地区コミュニティセンター	昼生地区コミュニティ
井田川南地区コミュニティセンター	井田川地区南コミュニティ
井田川北地区コミュニティセンター	井田川地区北コミュニティ
川崎地区コミュニティセンター	川崎地区コミュニティ
野登地区コミュニティセンター	野登地区コミュニティ
白川地区コミュニティセンター	白川地区南コミュニティ
	白川地区北コミュニティ
神辺地区コミュニティセンター	神辺地区コミュニティ
野村地区コミュニティセンター	野村地区コミュニティ
城東地区コミュニティセンター	城東地区コミュニティ
城西地区コミュニティセンター	城西地区コミュニティ
城北地区コミュニティセンター	城北地区コミュニティ
御幸地区コミュニティセンター	御幸地区コミュニティ
本町地区コミュニティセンター	本町地区コミュニティ
北東地区コミュニティセンター	北東地区コミュニティ
東部地区コミュニティセンター	東部地区コミュニティ
天神・和賀地区コミュニティセンター	天神・和賀地区コミュニティ
南部地区コミュニティセンター	南部地区コミュニティ

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	昼生地区コミュニティセンター	
指定管理者	昼生地区コミュニティ 代表者 松尾 理	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	井田川地区南コミュニティセンター	
指定管理者	井田川地区南コミュニティ 代表者 小林 守	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	井田川地区北コミュニティセンター	
指定管理者	井田川地区北コミュニティ 代表者 中西 美輝	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	川崎地区コミュニティセンター	
指定管理者	川崎地区コミュニティ 代表者 竹中 茂徳	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	野登地区コミュニティセンター	
指定管理者	野登総合推進協議会 代表者 伊藤 馨	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	白川地区コミュニティセンター	
指定管理者	白川地区コミュニティ 代表者 打田 一生	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	神辺地区コミュニティセンター	
指定管理者	神辺地区コミュニティ 代表者 小坂 武彦	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	野村地区コミュニティセンター	
指定管理者	野村地区コミュニティ 代表者 中川 勝之	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	城東地区コミュニティセンター	
指定管理者	城東地区コミュニティ 代表者 伴 豊	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	城西地区コミュニティセンター	
指定管理者	城西地区コミュニティ 代表者 廣森 勲	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	城北地区コミュニティセンター	
指定管理者	城北地区コミュニティ 代表者 杉浦 満光	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	御幸地区コミュニティセンター	
指定管理者	御幸地区コミュニティ 代表者 篠原 忠義	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	本町地区コミュニティセンター	
指定管理者	本町地区コミュニティ 代表者 氏野 善夫	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	北東地区コミュニティセンター	
指定管理者	北東地区コミュニティ 代表者 安藤 利正	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	東部地区コミュニティセンター	
指定管理者	東部地区コミュニティ 代表者 酒井 昭典	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていただきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	天神・和賀地区コミュニティセンター	
指定管理者	天神・和賀地区コミュニティ 代表者 松永 良	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていきたい。</p>		

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	地域づくり・相談室
施設名	南部地区コミュニティセンター	
指定管理者	南部地区コミュニティ 代表者 楠井 貢	
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>維持管理に関する業務 便所清掃、排水設備の清掃、施設の維持管理、消防施設保守、浄化槽保守点検及び水質管理、施設敷地内の清掃、施設点検、巡視・点検、使用料の支払い。</p>	
運営について	<p>使用許可書に関する業務 使用許可申請書の受付、使用の許可及び許可書の発行、使用許可の取消し及び制限、使用料の徴収還付及び納付(基本的に市民活動での使用は無料)。</p>	
事業について		
検証結果		
<p>施設管理業務について 協定事項に基づき管理が適正に行われていたが、市の監査委員の監査が3地区(井田川南、城東、御幸)で実施され、一部経理の統一化、使用許可書の発行等の指導があり、各コミュニティに対しその様式等を示し適正な処理を行うよう指導を行い、その指導に沿って適正に処理が行われた。20年度も監査指摘事項を踏まえ適正な管理運営を行うよう努めていただきたい。</p>		

19年度コミュニティ利用状況

	昼生		井南		井北		川崎		野登		白川		神辺		野村		城東		城西		城北		御幸		本町		北東		東部		天神和賀		南部		17コミュニティ合計	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数														
4月	11	112	32	326	63	587	21	1,050	22	248	10	128	15	954	74	972	34	400	62	1,068	63	1,159	27	434	63	1,310	58	595	27	868	11	168	12	413	605	10,792
5月	13	190	36	331	60	529	17	209	25	284	15	184	11	143	59	666	24	251	44	662	54	462	24	298	50	600	60	504	20	272	8	97	13	134	533	5,816
6月	20	550	34	348	64	799	12	192	22	379	11	122	15	281	64	713	26	226	58	811	53	505	27	380	51	674	54	519	24	385	13	202	11	190	559	7,276
7月	16	183	36	438	69	785	23	225	23	338	7	111	15	871	66	953	19	189	57	919	60	1,605	23	311	55	827	58	910	23	1,300	15	215	15	575	580	10,755
8月	13	225	35	383	59	533	12	170	23	348	16	179	15	250	64	936	17	167	43	675	53	704	22	308	50	673	48	353	27	551	13	167	15	657	525	7,279
9月	15	229	37	473	74	875	17	297	35	311	15	115	16	254	76	1,101	22	352	52	878	74	609	24	384	45	748	48	493	24	339	15	167	15	196	604	7,821
10月	20	332	35	383	72	821	15	403	24	397	11	157	13	200	73	978	23	218	56	932	59	533	22	452	51	660	55	641	24	822	17	217	19	293	589	8,439
11月	13	248	37	808	69	1,110	22	405	24	343	8	77	15	283	72	988	23	648	54	969	56	834	18	256	53	952	51	495	21	346	17	372	16	541	569	9,685
12月	11	206	35	390	56	834	12	180	23	329	15	222	13	207	66	879	21	490	44	726	52	624	18	292	47	718	52	707	22	378	12	134	15	89	514	7,405
1月	16	266	34	386	59	819	9	111	19	215	20	210	14	229	76	1,248	22	389	51	998	59	649	20	349	59	773	53	485	18	336	13	136	11	282	553	7,881
2月	15	384	41	440	67	855	21	372	27	371	26	409	15	277	63	762	21	316	53	789	63	535	23	366	52	829	46	302	21	293	17	198	21	248	592	7,746
3月	19	265	33	347	93	1,440	16	365	16	197	11	128	15	298	74	1,227	25	239	67	1,357	59	576	33	553	60	889	53	596	25	478	15	179	19	215	633	9,349
計	182	3,190	425	5,053	805	9,987	197	3,979	283	3,760	165	2,042	172	4,247	827	11,433	277	3,885	641	10,784	705	8,795	281	4,383	636	9,653	636	6,600	276	6,368	166	2,252	182	3,833	6,856	100,244

指定管理事業検証結果報告書

		担当室	地域福祉室
施設名	井田川小学校区学童保育所		
指定管理者	井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会		
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで		
事業報告概要			
管理について 学童保育所の管理	<p>「学童保育の管理に関する基本協定書」を締結し、管理運営業務については仕様書により適正に管理した。</p> <p>業務内容</p> <p>1、施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災、事故発生の防止 ・ 施設、設備の点検 ・ 施設の整理、整頓に務め清掃を行う 		
運営について 学童保育にかかる運営	<p>上記の基本協定書及び仕様書により適正に運営した。</p> <p>利用児童数 延べ859人</p> <p>業務内容</p> <p>1、利用する学童の指導に関する業務</p> <p>2、保育料金の収受に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童及び保護者に対する入所時の説明 ・ 日誌、月報等の作成 ・ 保育に必要な消耗品、応急医薬品、図書等の購入 ・ 防災台帳の管理及び緊急連絡先名簿の作成 ・ 定期的な避難訓練等の実施 		
事業について	<p>学童保育の他、毎月のお誕生会、季節ごとの七夕、クリスマス、バス旅行等やお菓子作り開催する等独自の行事を実施した。</p>		
検証結果			
<p>事務処理については運営委員会で対応しているにも関わらず、2年目ということもあり、適切に処理され、関係書類も昨年度よりは、見やすく工夫されていた。</p> <p>次年度において、事務の簡素化や保育料を利用料に改め学童保育所の自主財源にする等により自主性を更に持たせ、サービスの向上、経費の削減に努めたい。</p>			

指定管理事業検証結果報告書

		担当室	地域福祉室
施設名	関小学校区学童保育所		
指定管理者	関小学校区学童保育所さくらクラブ運営委員会		
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで		
事業報告概要			
管理について 学童保育所の管理	<p>「学童保育の管理に関する基本協定書」を締結し、管理運営業務については仕様書により適正に管理した。</p> <p>業務内容</p> <p>1、施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災、事故発生の防止 ・ 施設、設備の点検 ・ 施設の整理、整頓に務め清掃を行う 		
運営について 学童保育にかかる運営	<p>上記の基本協定書及び仕様書により適正に運営した。</p> <p>利用児童数 延べ291人</p> <p>業務内容</p> <p>1、利用する学童の指導に関する業務</p> <p>2、保育料金の収受に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童及び保護者に対する入所時の説明 ・ 日誌、月報等の作成 ・ 保育に必要な消耗品、応急医薬品、図書等の購入 ・ 防災台帳の管理及び緊急連絡先名簿の作成 ・ 定期的な避難訓練等の実施 		
事業について	<p>学童保育の他、毎月のお誕生会、お楽しみ会、交流会、お別れ会を開催する等独自の行事を実施した。</p>		
検証結果			
<p>事務処理については運営委員会で対応しているにも関わらず、2年目ということもあり、適切に処理され、関係書類も昨年度よりは、見やすく工夫されていた。</p> <p>また、保育料を利用料に改め学童保育所の自主財源にしたため、運営などにおいて自主性をもたすこともできた。</p> <p>次年度においても、事務の簡素化やサービスの向上、経費の削減に努めたい。</p>			

指定管理事業検証結果報告書

		担当室	地域福祉室
施設名	東小学校区学童保育所		
指定管理者	東小学校区学童保育所とちの木運営委員会		
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで		
事業報告概要			
管理について 学童保育所の管理	<p>「学童保育の管理に関する基本協定書」を締結し、管理運営業務については仕様書により適正に管理した。</p> <p>業務内容</p> <p>1、施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災、事故発生の防止 ・ 施設、設備の点検 ・ 施設の整理、整頓に務め清掃を行う 		
運営について 学童保育にかかる運営	<p>上記の基本協定書及び仕様書により適正に運営した。</p> <p>利用児童数 延べ504人</p> <p>業務内容</p> <p>1、利用する学童の指導に関する業務</p> <p>2、保育料金の収受に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童及び保護者に対する入所時の説明 ・ 日誌、月報等の作成 ・ 保育に必要な消耗品、応急医薬品、図書等の購入 ・ 防災台帳の管理及び緊急連絡先名簿の作成 ・ 定期的な避難訓練等の実施 		
事業について	<p>学童保育の他、お誕生会、ミニコンサート、クリスマス会、手作りおやつ作り等を開催し独自の行事を実施した。</p>		
検証結果			
<p>運営委員会での会計事務のため、事務担当者が変更となってしまうが、うまく引き継ぎがされており、会計処理がなされていた。</p> <p>また、保育料を利用料に改め学童保育所の自主財源にしたため、運営などにおいて自主性をもたすこともできた。</p> <p>次年度においても、事務の簡素化やサービスの向上、経費の削減に努めたい。</p>			

指定管理事業検証結果報告書

	担当室	産業建設部産業・観光振興室
施設名	亀山市勤労文化会館	
指定管理者	亀山地区労働者福祉協議会 会長 西村正人	
指定期間	平成19年4月1日から平成21年3月31日まで	
事業報告概要		
管理について		
[管理した施設]	亀山市勤労文化会館	
[行った管理業務]	利用者が安心して快適に利用できるよう施設の維持管理業務（消防設備保守点検委託、電気保安点検委託、清掃・草刈り業務委託、施設の巡視・点検・日常清掃、小規模修繕工事の実施等）を行った。	
運営について		
	<p>亀山市勤労文化会館施設条例及び同条例施行規則等関連法令を遵守し、有料施設の利用許可及び利用料の徴収業務等施設運営を行った。（別紙資料）</p> <p>開館期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日（土・日・祝休み）</p> <p>利用件数 351件 指定管理料 4,200,000円</p> <p>利用者数 4,133名</p> <p>利用料金 194,500円</p>	
事業について		
	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者主催によるダンス教室開催（週1回） 	
検証結果		
<p>指定管理制度による管理委託として初年度であったが、施設管理、運営とも良好に実施された。しかし、収支決算において、当初見込んだ利用料金より収入が少なく、団体の財政から繰り出しを行った。利用料金収入が当初見込んだ額より少なくなった理由としては、ダンス教室について、平成19年度より指定管理者主催としたため、貸室料金が無料になったこと、また、労働団体が自由活動ルームを利用していることなどが挙げられる。今後は、貸室の利用促進を図っていくとともに、指定管理料の見直し、検討も必要と考える。</p>		